

議第110号

高山市税条例及び高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

高山市税条例及び高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月29日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例及び高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(高山市税条例の一部改正)

第1条 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与支払報告書等の提出義務)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第3項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この項及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。)を使用する方法として法規則第10条第2項で定める方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(給与支払報告書等の提出義務)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第3項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この項及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。)を使用する方法として法規則第10条第2項で定める方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

(高山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 高山市固定資産評価審査委員会条例(昭和37年高山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(書面審理)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。